

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業）の新規指定申請について

1 新規指定申請の申請期間等について

(1) 新規指定申請について

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業は、指定や委託等により実施されます。市町によって実施方法や実施するサービス種別が異なりますので、下表「各市町における第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施方法」により、指定による事業の実施の有無を確認してください。
- ・第1号通所事業の指定については、原則として、事前協議が必要です。（省略できる場合もあります。2（1）参照）。
- ・新規指定申請は、完全予約制としています。「申請予約締切日」までに、必ず電話等で予約の上来庁、または電子申請（令和7年3月より）の場合は、事前の相談をしてください。（予約・事前相談がない場合は、受付できません。）
- ・申請書類の受付は、（2）の受付期間内となります。申請書類に不備等がないように注意してください。
- ・提出された申請書類に不備等があり、新規申請受付期間内に申請書類の補正が完了しない場合は受理できません。（翌月1日の指定はできません。）
- ・介護保険法及び市町の要綱等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他事業を行うに際して遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが指定の前提となりますので、必ず事前に関係部署で必要な手続き等について確認してください。

各市町における第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施方法（※1）

種別 市町	第1号訪問事業		第1号通所事業	
	訪問介護相当サービス (現行相当)	訪問型サービスA (緩和型)	通所介護相当サービス (現行相当)	通所型サービスA (緩和型)
岸和田市	指定	指定及び委託（※2）	指定	指定
泉大津市		指定		未実施
貝塚市		指定		指定
和泉市		未実施		未実施
高石市		指定		指定
忠岡町		指定		指定

（※1）表に記載以外のサービスの実施については、各市町の総合事業担当課のホームページにて確認してください。

（※2）広域事業者指導課において受付をするのは「指定」事業者となります。「委託」については、事業所の所在する市町の総合事業担当課へお問い合わせください。

(2) 受付期間

新規指定申請の受付期間は、下表のとおりです。(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

事業開始日(指定日)	新規申請受付期間	申請予約・事前相談締切日
令和 8年 4月1日	令和 8年 2月27日～令和 8年 3月10日	令和 8年 1月30日
令和 8年 5月1日	令和 8年 4月 1日～令和 8年 4月10日	令和 8年 2月27日
令和 8年 6月1日	令和 8年 4月23日～令和 8年 5月 8日	令和 8年 3月31日
令和 8年 7月1日	令和 8年 6月 1日～令和 8年 6月10日	令和 8年 4月30日
令和 8年 8月1日	令和 8年 7月 1日～令和 8年 7月10日	令和 8年 5月29日
令和 8年 9月1日	令和 8年 7月30日～令和 8年 8月10日	令和 8年 6月30日
令和 8年10月1日	令和 8年 9月 1日～令和 8年 9月10日	令和 8年 7月31日
令和 8年11月1日	令和 8年 9月30日～令和 8年10月 9日	令和 8年 8月31日
令和 8年12月1日	令和 8年10月29日～令和 8年11月10日	令和 8年 9月30日
令和 9年 1月1日	令和 8年12月 1日～令和 8年12月10日	令和 8年10月30日
令和 9年 2月1日	令和 8年12月23日～令和 9年 1月 8日	令和 8年11月30日
令和 9年 3月1日	令和 9年 2月 1日～令和 9年 2月10日	令和 8年12月25日

- 【注意】
1. 表に掲げる新規申請受付期間等については、通知なく日程を変更する場合があります。
 2. 表に掲げる新規申請受付期間以外は、新規指定申請の受付は行いません。
 3. 申請の予約は、申請予約締切日までに行ってください。
ただし、申請予約締切日前であっても、予約状況等により受付を締め切る場合があります。

2 事前協議が必要な総合事業の受付期間等について

(1) 事前協議が必要なサービス

第1号通所事業（通所介護相当サービス・通所型サービスA）の新規指定申請をする場合は、施設の建築・改修の工事前に事前協議を終了することが必要です。

なお、既に同一の場所で通所介護・地域密着型通所介護と一体的に運営し、かつ、建築・改修を伴わない場合は第1号通所事業の事前協議は省略できます。

(2) 事前協議の受付期間

事前協議の受付期間は、下表のとおりです。(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

事前協議受付期間	事前協議予約締切日
令和 8年 1月14日～令和 8年 1月19日	令和 8年 1月 7日
令和 8年 2月16日～令和 8年 2月19日	令和 8年 2月 4日
令和 8年 3月16日～令和 8年 3月19日	令和 8年 3月 5日
令和 8年 4月14日～令和 8年 4月17日	令和 8年 4月 6日
令和 8年 5月19日～令和 8年 5月22日	令和 8年 5月 7日
令和 8年 6月12日～令和 8年 6月17日	令和 8年 6月 5日
令和 8年 7月14日～令和 8年 7月17日	令和 8年 7月 6日
令和 8年 8月17日～令和 8年 8月20日	令和 8年 8月 5日
令和 8年 9月14日～令和 8年 9月17日	令和 7年 9月 4日
令和 8年10月15日～令和 8年10月20日	令和 8年10月 5日
令和 8年11月16日～令和 8年11月19日	令和 8年11月 5日
令和 8年12月14日～令和 8年12月17日	令和 8年12月 4日

(3) 事前協議から事業開始までのスケジュール

①事前協議予約締切り (毎月5日頃)

↓

②事前協議書類事前送付 (来庁予定日の10日前頃)

↓ ※事前協議書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

③事前協議 (毎月13日頃～19日頃の期間)

↓ ※事前協議を終えてから、施設の建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓ ※指定申請書類の提出までに終了する必要があります。

⑤新規指定申請予約締め切り (事業開始日の3月前の月末)

↓ ※新規指定申請の予約は、事前協議を終えている必要があります。

↓ ※電子申請の場合は事前相談をお願いします。

⑥新規指定申請書類事前送付 (来庁予定日の10日前頃)

↓ ※新規指定申請書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

↓ ※電子申請の場合は早めの申請をお願いします。

⑦新規指定申請 (事業開始日2月前の21日頃から前月の10日頃まで)

※施設の建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、

↓ 備品等の配置がされている必要があります。

※老人福祉法による届出も必要です。

※申請内容の確認のために現地調査を実施する場合があります。

⑧指定書の交付 (25日頃)

↓ ※指定書は原則郵送にて交付します。(返信用封筒の提出が必要です)

⑨事業開始 (1日)